

## 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度（諮問事項第四）に関する資料

### 第1 公判期日への出席

- 1 裁判所は、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、公判期日に出席することの申出があるときは、公判期日ごとに、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、申出をした者がその公判期日に出席することを許すものとする。
- 2 1の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとする。
- 3 裁判所は、1の申出をした者が多数である場合において、必要があると認めるときは、その全員又は一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができるものとする。
- 4 裁判所は、犯罪の性質、審理の状況、1の申出をした者の数その他の事情を考慮して、相当でないとき認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができるものとする。

### 第2 証人の尋問

- A案：被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士は、検察官の尋問が終わった後、補充的に証人を尋問することができるものとする。
- B案：被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士は、検察官の尋問が終わった後、一定の事項（例えば、犯罪事実に関係しない情状に関する事項）に限って補充的に証人を尋問することができるものとする。
- C案：被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士が証人を尋問することができる制度は設けないものとする。

### 第3 被告人に対する質問

- 1 裁判所は、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、その

者が被告人に対して質問を発することの申出があるときは，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，刑事訴訟法の規定により当該被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士が意見の陳述をするために特に必要があると認める場合であって，犯罪の性質，審理の状況，申出をした者の数その他の事情を考慮して相当と認めるときは，申出をした者が被告人に対して質問を発することを許すことができるものとする。

- 2 1の申出は，あらかじめ，質問を発する事項を明らかにして，検察官にしなければならないものとする。
- 3 裁判長は，被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士のする質問が既にした質問と重複するとき，又は意見の陳述をするために特に必要がある事項に関係のないものにわたるときその他相当でないときは，これを制限することができるものとする。

#### 第4 証拠調べが終わった後における弁論としての意見陳述

- 1 刑事訴訟法第292条の2第1項に規定するもののほか，裁判所は，被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から，事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において，犯罪の性質，審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは，公判期日において，刑事訴訟法第293条第1項の規定による検察官の意見の陳述の後に，訴因として特定された事実の範囲内で，その意見を陳述させることができるものとする。
- 2 1の申出は，あらかじめ，陳述する意見の内容を明らかにして，検察官にしなければならないものとする。この場合において，検察官は，意見を付して，これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は，被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士の意見の陳述が1の範囲を超えるとき，既にした陳述と重複するとき，又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは，これを制限することができるものとする。
- 4 1の規定による陳述は，証拠とはならないものとする。